

農薬の使用方法を定めて登録

- 効果及び安全性の面で問題のない農薬について、その使用方法や使用上の注意事項を設定して登録
- 登録を得た農薬業者は、
登録番号
農薬の種類、名称、有効成分及び含有量
適用病害虫の範囲及び使用方法
等を農薬の容器に表示する義務を負う